

第3版



第2層協議体事例集



令和5年3月
宇都宮市

第2層協議体事例集作成の背景	1
石井地区	2
泉が丘地区	14
上河内地区	16
河内地区	22
清原地区	28
国本地区	30
五代若松原地区	32
桜地区	34
篠井地区	38
城山地区	44
姿川（北部）地区	50
姿川（南部）地区	52
雀宮地区	54
宝木地区	60
中央地区★	82
富屋地区★	86
豊郷地区	92
西地区	108
西原地区	114
東地区	116
細谷・上戸祭地区	118
瑞穂野地区	132
緑が丘地区	138
宮の原地区	140
御幸ヶ原地区	144
明保地区	148
築瀬地区	152
陽光地区	156
陽東地区	162
陽南地区	166
横川地区	170

※ ★：第3版で追加した地区

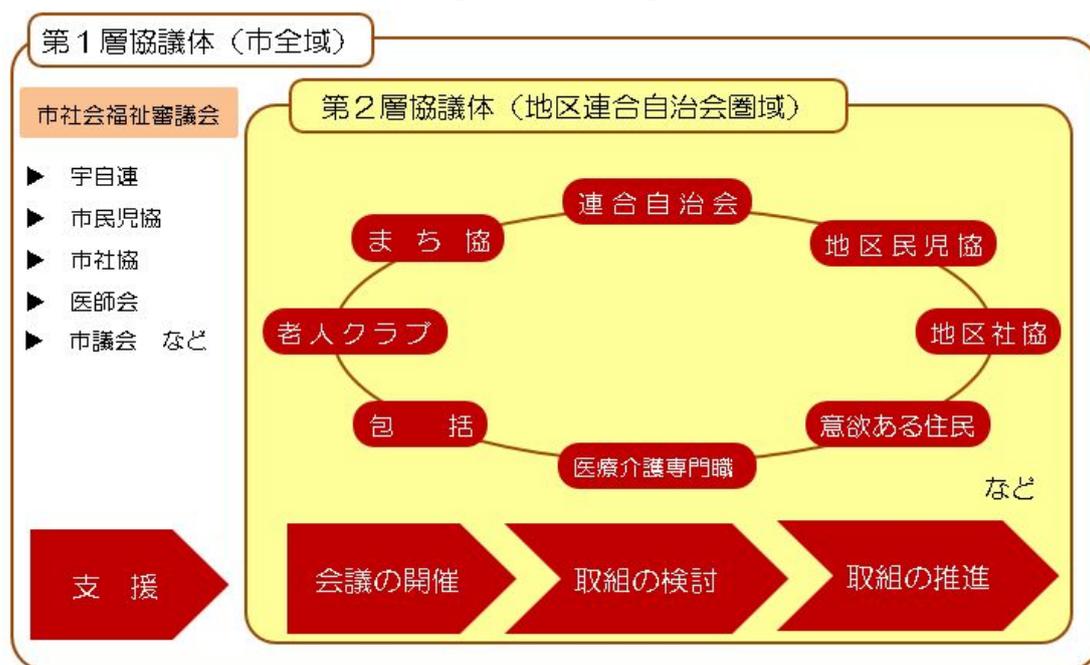
第2層協議体事例集作成の背景

少子・超高齢化が進む中、宇都宮市では、高齢者一人一人がいきいきと安心して地域で暮らすことができ、「長生きしてよかった」と思えるような社会を目指して、「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者の身体状況などに応じたサービスや支援を包括的に確保する体制であり、医療や介護などの専門的なサービスの体制整備に加えて、市民一人一人による介護予防（健康づくり）や、身近な地域での生活支援（地域支え合い）活動などが欠かせません。

こうした中、地区連合自治会圏域に設置された第2層協議体では、地域のまちづくりや福祉の団体などが参画し、地域における見守りや支え合い、居場所づくりなど、地域の高齢者を支えるために「地域でできること」について検討が進められています。

【協議体の概要】



この事例集は、コロナ禍においても、各地区間の情報共有の機会を確保する観点から、それぞれの地域における取組がより一層充実したものになるよう、各第2層協議体の具体的な取組事例をまとめました。

※ 留意事項

- ・ この事例集は、了承があった地区のみ掲載しています。
- ・ 令和5年2月時点における状況をまとめています。会則やチラシ等の参考資料については、その作成当時のものであり、現時点の状況とは異なる場合があります。

石井地区

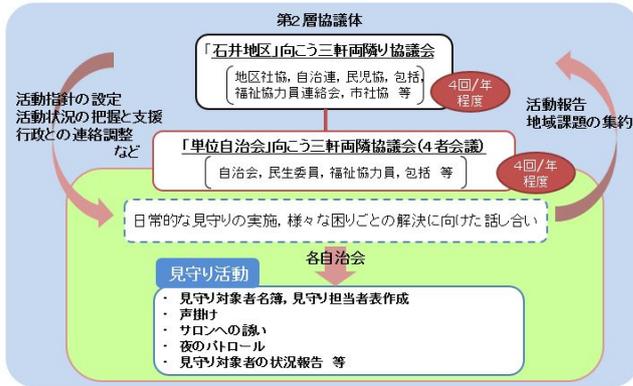
I 協議体の概要

名 称	石井地区向こう三軒両隣り協議会		
設置年月日	平成30年7月27日	開催頻度	4回/年(全体会) 4回/年(単位自治会)
構成団体(◎:事務局)			
○ 自治会連合会	まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	◎ 地区社会福祉協議会
老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	○ 健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○ その他(特定非営利活動法人クラブサンク, 市, 警察, 消防)	
設置方式			
新規設置	既存会議活用 (石井地区向こう三軒両隣り協議会) ○ ※見守り活動を中心に活動する単位自治会4者会議 (自治会, 民生委員, 福祉協力員, 地域包括支援センター)や高齢者の支援を協議する会議		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	有 ・ 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成25年～	「単位自治会向こう三軒両隣り協議会」(自治会, 民生委員, 福祉協力員, 地域包括支援センターの4者会議)が順次発足		
平成29年 6月	4者会議や高齢者支援を目的に「石井地区向こう三軒両隣り協議会」が発足		
9月	地域ケア会議(メンバー:自治会連合会, 地区社協, 民児協, 福祉協力員連絡会, 老人クラブ, 婦人会, 包括等) → 地域包括ケアシステムの概要について共通理解を図るとともに, 第2層協議体の必要性について検討を行った。		
平成30年 2月	石井地区向こう三軒両隣り協議会(メンバー:自治会連合会, 地区社協, 民児協, 福祉協力員連絡会, 包括等) → 第2層協議体の役割について共通認識を図った。		
7月	拡大地域ケア会議 (メンバー:自治会連合会, 地区社協, 民児協, 福祉協力員連絡会, 老人クラブ, 婦人会, 小学校, 消防署, 警察署, ケアマネ, 訪問看護師等) → 「石井地区向こう三軒両隣り協議会」を第2層協議体として位置付けることについて合意形成を図った。		
〃	第2層協議体設置		
協議体における検討内容(協議体で取り組んできたこと, 議論してきたこと)			
地域情報の共有, 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 自治会連合会, 社会福祉協議会, 福祉協力員連絡会, 民児協, 地域包括支援センター, その他地域団体からの活動情報提供 		
支え合い活動について (見守り活動, 居場所づくり, 生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> 単位自治会見守り活動の充実に向けた検討 高齢者支援活動に向けた取り組みと検討 生活支援ボランティアの取組として, 有償ボランティア「あったか」の設立と実施に向けた検討 		

II 取組事例

【見守り活動の充実にに向けた検討、組織体制】

見守り活動や高齢者支援活動、地域課題について話し合いを行う「向こう三軒両隣り協議会」を石井地区全体と単位自治会の二層に分け設置し、それぞれを連携させることで見守り活動の更なる充実を図っている。【「石井地区向こう三軒両隣り協議会」組織体制】



見守り活動を行う
東峰町自治会の皆さん

効果（検討中の場合は、期待する効果）

地区向こう三軒両隣り協議会のサポートのもと、単位自治会向こう三軒両隣り協議会が各単位自治会の高齢者の現状や課題を把握・共有し見守り活動を行うことから、地区全体の見守り体制が強化された。

#

【石井地区向こう三軒両隣り協力隊（あったか）の設置と活動】#

設置運営要領及びサポーター（有償ボランティア）及び利用者向け手引書を作成し、サポーターと利用者の募集を行い、活動を始めた。利用者からは喜びの声が届けられている。

経緯： 令和元年12月 「石井地区向こう三軒両隣り協力隊（あったか）」
設置運営要領施行

令和2年 3月 サポーターの募集

⇒ 福祉協力員を中心とした地域住民40名超が集まった。

令和4年 6月 依頼者とサポーターの募集、ボランティア活動開始

対象： 宇都宮市日常生活支援総合事業・要支援レベル以上の65歳以上一人暮らし高齢者、75歳以上二人暮らし高齢者、80・50歳親子二人暮らし家庭等（※登録制）

※利用会員登録受付窓口・・・地域包括支援センター石井・陽東

サービス内容： 話し相手、散歩、買い物、電球の取り換え、玄関周り等の庭木剪定と草むしり → 無料

登録者： 依頼者 → 17名、サポーター → 59名（令和5年2月15日現在）

実績： サポーター訪問回数 → 68回（令和4年6月～12月）

〃 訪問人数（※基本的に2名以上で訪問） → 140人（令和4年6月～12月）



効果（検討中の場合は、期待する効果）

高齢者等（宇都宮市日常生活支援総合事業・要支援レベル以上）の日常生活における困りごとに対する支援を行うことにより、地域住民のお互い様の精神を広め、地域の繋がりを深めることができた。

III 協議体を設置して、良かったこと

協議体の場での情報共有等を通じて、各地域団体間での連携強化に繋がったほか、地区全体の方針について意見交換を行うことにより、具体的な取組に向けた検討を進めることができた。

IV 今後の方向性

- ・ 見守り活動等地域福祉活動について、更なる充実のための検討や支援を引き続き行っていく。
- ・ 高齢者生活支援の在り方や充実にに向けた検討を行っていく。
- ・ 令和5年度より、あったか居場所（健康麻雀&カフェ、ペタンク&お茶、畑&おしゃべり、健康ウォーク）を順次設置していく。

回 覧

◎石井地区向こう三軒両隣り協力隊“通称：あったか” 利用者募集！！

- 利用内容 (1) 話し相手 (2) 散歩 (3) 簡単な食料の買い出し
(4) 電球の玉取り換え (5) 玄関周りの簡単な植木
はざりと草むしり
- 利用できる方 宇都宮市日常生活支援総合事業、要支援1以上の
(1) 65歳以上の一人暮らし高齢者
(2) 75歳以上の二人暮らし高齢者
(3) 80・50親子二人暮らし家庭
(4) 日中(1)(2)(3)に該当する高齢者、家庭
の方
- 利用時間 (1) 午前9時から午後5時までの2時間以内
(2) 休業－祝祭日・年末年始12/28～1/3
お盆8/13～16
- 利用料 無料
- 伺う人数 2名で伺います。
- 申込み方法 担当ケアマネジャー、予防プラン担当(包括)を通し
て地域包括支援センター石井陽東(住所：〒321-0912
宇都宮市石井町2580-1 ☎028-660-1414)にお申し
込みください。ただし、介護保険の利用のない方は直
接お申し込みください。

◎石井地区向こう三軒両隣り協力隊“通称：あったか” ボランティア募集！！(現在53名が登録・活躍中)

- 申し込み資格 利用時間に、該当者宅を訪問できる方、年齢・男女
を問いません。
- 申込先 地域包括支援センター石井陽東
住所：〒321-0912 宇都宮市石井町 2580-1
電話：028-660-1414

問い合わせ先

石井地区向こう三軒両隣り協議会(石井コミセン内)
会 長 菊池芳夫 080-1164-0238
事務局長 久保典子 090-7838-9455

石井地区向こう三軒両隣り協議会設置要綱

(名称・事務所)

第1条 本協議会は、石井地区向こう三軒両隣り協議会と称する。事務所を宇都宮市石井町1213番地宇都宮市石井地域コミュニティセンター内に置く。

(目的)

第2条 本協議会は、石井地区の単位自治会に設置される向こう三軒両隣り協議会（以下「4者会議」という。別紙4者会議設置要領）の向こう三軒両隣りの見守り等地域福祉活動（以下「見守り等地域福祉活動」という。）をサポートし、石井地区全体の見守り等地域福祉活動の円滑な運営を図るとともに、石井地区向こう三軒両隣り協力隊（以下「あったか」という。別紙あったか設置要領）及び石井地区向こう三軒両隣りあったか居場所（以下『あったか居場所』という。別紙あったか居場所設置要領）を運営し、地域に生活する高齢者が住み慣れた地域で生涯が全うできるよう地域住民の支え合い助け合いを支援していくことを目的とする。

(活動)

第3条 本協議会は次の活動を行う。

- (1) 4者会議の活動状況の把握
- (2) 4者会議に係る必要行政情報の取得と提供
- (3) 4者会議への支援、相談受付
- (4) 4者会議緊急案件等に係る関係行政機関等との連絡調整
- (5) 「あったか」及び「あったか居場所」の運営
- (6) 4者会議及び「あったか」並びに「あったか居場所」の運営に必要な研修の実施
- (7) その他目的達成のために必要な活動

(関係行政機関等)

第4条 4者会議の緊急案件等に係る関係行政機関等は、宇都宮市保健福祉部、宇都宮市社会福祉協議会、宇都宮市平石地区センター保健福祉グループ、宇都宮市消防本部東消防署平石分署・築下分署、宇都宮東警察署石井町交番・平松町交番・鑑山交番等とする。

(構成)

第5条 本協議会は、石井地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）、自治会連合会（以下「自治連」という。）、民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）、福祉協力員連絡会（以下「福協連」という。）の正副会長、地域包括支援センター石井・陽東の長（以下「包括支援」という。）、石井地区健康づくり推進協議会の長、特定非営利活動法人クラブサンククラブマネージャー及びその他の地区社協並びに福協連役員、包括支援の職員をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 理事 10名～15名
- (5) 監事 2名
- (6) 事務局長 1名

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会計は、会計事務を処理する。
- 4 理事は、他の役員とともに会務の円滑な執行にあたる。
- 5 監事は、本会の事業の執行状況及び財務状況を監査し定例会に報告する。
- 6 事務局長は、本会に必要な事務を統括処理する

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合は後任を補充し、その仕事は前任者の残存期間とする。

(役員の仕事)

第9条 会長は、地区社協会長、自治連会長、民児協会長、福連協会長の互選とする。

- 2 副会長、会計、理事、監事、事務局長は会長が指名し両隣り協議会に報告する。

(役員の仕事)

第10条 役員には報酬を支給しない。但し、事務局員を兼ねるものについては、予算の範囲内で支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

(監事による監査)

第11条 監事は、本協議会の業務の執行状況及び財務の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、監査報告書を作成して、会議において報告するものとする。
- 3 監事は、必要があると認めるときは、定例会において意見を述べるすることができる。

(両隣り協議会・事務局役員会)

第13条 本協議会に、両隣り協議会（以下「協議会」という。）、事務局役員会（以下「役員会」という。）を置く。

- 2 協議会は少なくとも年一回、役員会は必要に応じて開催するものとする。
- 3 協議会、役員会は、会長が招集し議長を務める。
- 4 協議会は、第5条の構成員で組織し、事業報告、決算報告、会計監査報告、事業計

画案、予算案、役員改正案、会則改正案、その他本会に必要な事項について審議する。

5 役員会は、第5条の地区社協及び福協連役員並びに包括支援の職員で組織し、協議会への議案、執行、その他必要な事項について審議する。

6 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営費用)

第14条 本協議会の運営費用は、宇都宮市、宇都宮市社会福祉協議会、石井地区社会福祉協議会の補助金をもって充て、予算の範囲内で支出するものとする。

(補助金の支出)

第15条 4者会議、「あったか」、高齢者等支援事業に対し、必要な活動資金を予算の範囲内で支出する。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第17条 本協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、第1条の事務所内に置く。

2 事務局に事務局長、事務局員を置く。

3 事務局員は、石井社協及び福協連役員等並びに包括支援職員をもって構成する。

4 事務局長は事務局を統括し、事務局員と共に会に必要な事務を行う

附 則

この要綱は、平成29年6月26日から施行する。

この要綱は、令和元年12月5日に一部改正施行する。

この要綱は、令和2年2月21日全面改正施行する。

この要綱は、令和3年4月1日に一部改正施行する。

この要綱は、令和4年4月1日に一部改正施行する。

単位自治会向こう三軒両隣り協議会「4者会議」設置要領

1. 設立趣旨

高齢社会を迎えている中、高齢者が地域で生涯を全うできるようお互い様の精神で、支え合い助け合い、日常のお付き合い、地域福祉活動（※サロン、会食会、地域行事等）等を通して見守り活動を行うことを目的とする。

2. 4者会議の設置

設立趣旨を実現するため、単位自治会に自治会長等自治会代表、担当民生委員、自治会福祉協力員代表、包括支援センターの4者からなる（※高齢者や女性などの代表者が入ることなどはやぶさかでない。）4者会議を設置する。

3. 4者会議定期会議

本会議は、定期的に会議を開催する。

4. 4者会議の活動

- (1) 65歳以上の一人暮らし高齢者、75歳以上の二人暮らし高齢者、日中一人又は二人暮らしの高齢者、キット保持者、災害時要援護者その他見守りが必要な人（※自治会未加入者も含む。）を把握する。
- (2) 4者は、対象者を共通認識し、役割分担し、日常のお付き合い、地域福祉活動等を通して見守り活動を行う。
- (3) 必要があるときは、石井地区向こう三軒両隣り協議会、地域包括支援センター石井・陽東を通し、石井地区向こう三軒両隣り協議会設置要綱第4条関係行政機関等に相談する。
- (4) その他見守り活動に必要な活動を行う。

5. 4者会議活動報告

4者会議は、石井地区福祉協力員連絡会経由石井地区社会福祉協議会に、活動内容を、定められた月に、定められた様式をもって報告する。

附則

この要領は、令和元年12月5日から施行する。

この要領は、令和2年2月21日から一部改正施行する。

石井地区向こう三軒両隣り協力隊「あったか」設置運営要領

1. 設立趣旨

高齢社会を迎えている中、石井地区の高齢者が、住み慣れた地域、家庭で元気に生涯を全うできるよう、地域住民によるお互い様の精神で、支え合い助け合い、必要とされる日常生活支援サービスを行うことを目的とする。

本地区では、現在、石井地区向こう三軒両隣り協議会、単位自治会向う三軒両隣り協議会（以下「4者会議」という。－自治会長等自治会役員、民生委員児童委員、福祉協力員、包括支援センターから成る。）を設立し、一人暮らし高齢者や二人暮らし高齢者等（日中一人暮らし、二人暮らし高齢者等も含む。）の現状を把握共有し、見守り活動を行っている。この見守り活動に加え、石井地区向こう三軒両隣り協力隊を設立し、より充実した高齢者への日常生活支援サービスを行っていくものである。

2. 石井地区向こう三軒両隣り協力隊（以下「あったか」という。）の構成

（1）運営主体

石井地区向こう三軒両隣り協議会－宇都宮市地域包括ケアシステム第2層協議体

（2）あったかの構成

設立趣旨に賛同する福祉協力員、民生委員児童委員、地域住民等の支援者（以下「サポーター」という。）等で構成する。

（3）事務所 石井地域コミュニティセンター内

3. 支援内容 ※当分次の5項目とする。

（1）話し相手

（2）簡単な食料の買い出し

（3）電球の玉取り換え

（4）庭の簡単な草むしり、植木はざり

（5）散歩

4. 利用対象者

（1）65歳以上の一人暮らし高齢者

（2）共に75歳以上の二人暮らし高齢者

（3）80・50歳親子二人暮らし家庭

（4）日中上記（1）（2）（3）に該当する高齢者、家庭の人

（5）上記（1）（2）（3）（4）に該当する人で、日常生活で支援を必要とする人、かつ、宇都宮市総合事業に該当する程度以上の人（※介護認定を受けていなくても、チェックリストで該当すると判断される程度の人）

(6) 利用対象者の募集

- ・ 65歳以上一人暮らし高齢者、共に75歳以上二人暮らし高齢者については、全員に案内する。80・50歳親子二人暮らし家庭、日中該当者については、分かる範囲で案内する。
- ・ 単位自治会4者会議に願います。4者会議へは趣旨を説明する。
- ・ 4者会議未設置自治会については、自治会役員、民生委員、福祉協力員に願います。
- ・ 介護事業所に願います。
- ・ 利用者対象者へのちらしを作成し、各自治会にて回覧でお知らせする。

(7) 利用会員登録

- ・ 登録受付 包括支援センター石井・陽東
* 受付時間：9：00～17：00
土・日・祝祭日・年末年始（12/28～1/3）、お盆（8/13～16）は休業
- ・ 登録判定 社協正副会長 福協連正副会長 事務局長 包括センター長
- ・ 会員登録 募集に応募し登録判定を受けた者は会員登録する。
- ・ 会員登録料 無料とする。
- ・ 登録は随時行う。

5. 利用手順

(1) 利用予約受付

- * 受付場所：石井コミュニティセンター
- * 受付時間：9：00～17：00
- * 土・日・祝祭日・年末年始（12/28～1/3）・お盆（8/13～16）は休業

(2) 利用可能日時

- * 祝祭日・年末年始（12/28～1/3）・お盆（8/13～16）を除く日
- * 原則として9：00～17：00

(3) 利用料金

- ・ 無料とする。

(4) 利用上の注意

- ・ 利用は2時間以内とする。
- ・ 車を使用する場合、範囲は石井地区内に限るが、事故については使用者の保険で賄うものとする。
- ・ 利用者は、サポーター車への同乗は不可とする。
- ・ サポーターは、原則二人で行動する。

6. サポーターの確保とグループの結成、グループ長の役割

(1) サポーターの確保

- ・ 福祉協力員、民生委員、地域にお願いする。
- ・ 4者会議、回覧（サポーター募集のちらし）等をお願いする。

(2) グループの結成

- ・ 支援内容に応じグループを結成する。
- ・ サポーターはグループに所属する。

(3) グループ長の役割

- ・ グループにはグループ長を置く。
- ・ グループ長は事務局からの依頼に応じ、サポーターに支援をお願いし派遣する。
- ・ グループ長は派遣前に利用者・サポーターを確認し記録する。
- ・ 再依頼の場合には、サポーターはグループ長に連絡の上、依頼に応じる。合わせて、グループ長は連絡があった時は、利用者・サポーターを記録する。
- ・ グループ長は年2回（10月・4月）事務局に活動状況を報告する。

(4) サポーター報告会

- ・ グループ長とサポーターで、年4回利用者の活用状況について情報交換する。

(5) サポーターへのお礼

- ・ 事務局からサポーターに1回につき250円支給する。（年4回のサポーター報告会の時合算して支払う。）

(6) グループ長へのお礼

- ・ グループ長へは別途予算の範囲内でお礼を支払う。

(7) サポーターの事故補償

- ・ 福祉サービス総合補償に加入する。
- ・ 使用車の事故については使用者の保険で対応するものとする。

7. 運営資金 事務局

(1) 運営資金の確保

- ・ 石井地区向こう三軒両隣り協議会で確保する宇都宮市地域包括ケアシステム第2層協議体補助金を充てる。
- ・ 予算の範囲内で石井地区社会福祉協議会から補助金を受ける。

(2) 事務局

- ・ あったか事務局運営事務は石井地区向こう三軒両隣り協議会事務局が行う。
- ・ 事務局従事者へは、予算の範囲内で報酬が支払われる。

附 則 この要領は、令和元年12月5日から施行する。
この要領は、令和2年2月21日から一部改正施行する。
この要領は、令和4年4月1日から一部改正施行する。

石井地区向こう三軒両隣り「あったか居場所」設置要領

1. 設立趣旨

高齢社会を迎えている中、石井地区の高齢者が、住み慣れた地域、家庭で元気に生涯を全うできるよう、いつでもお茶できる、いつでも話が出来る居場所（以下「石井地区向こう三軒両隣りあったか居場所」略称「あったか居場所」という。）を設置することを目的とする。

2. 「あったか居場所」の位置付けと運営

(1) 参加者と「あったか居場所」の位置付け#

石井地区の一人暮らし二人暮らし高齢者、日中一人暮らし二人暮らし高齢者、その他参加を希望する全ての高齢者が参加できる居場所とする。#

(2) 「あったか居場所」の認定

石井地区で行われているペタンクや健康マージャン、ラジオ体操やウォーキングなど#を主催者の了解を得て「あったか居場所」に認定させていただくものとする。#

(3) 参加ルール#

参加者は、主催者のルールに従って参加するものとする。

(4) 「あったか居場所」への参加促進

石井地区向こう三軒両隣り協議会(石井地区地域包括ケアシステム第2層協議体)は、高齢者が石井地域でいつまでも元気に幸せに過ごせるよう「あったか居場所」への参加促進を図る。

3. あったか居場所事務局#

石井地区向こう三軒両隣り協議会(石井地区地域包括ケアシステム第2層協議体)が事務局を担い、石井コミセンに事務局を置く。#

#

附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

泉が丘地区

I 協議体の概要

名 称		泉が丘地区福社会議			
設置年月日		令和元年6月4日	開催頻度		3回/年
構成団体（◎：事務局）					
○	自治会連合会	○	まちづくり協議会	○	民生委員児童委員協議会
	老人クラブ連合会	○	福祉協力員連絡会		健康づくり推進委員会
○	市社会福祉協議会	○	地域包括支援センター	その他（ ）	
設置方式					
新規設置		<input type="radio"/> 既存会議活用（泉が丘地区福社会議） <input checked="" type="radio"/> ※ 地区社協が主催する、自治会、民生委員、福祉協力員等を中心とした、福祉のまちづくりについて検討する会議			地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無			有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
設置までの経緯					
時 期		内 容			
平成29年10月		地域ケア会議（メンバー：自治会連合会、民児協、老人クラブ、福祉協力員連絡会、市社協、包括） → 地域包括ケアシステムの概要について共通理解を図るとともに、第2層協議体の体制等について意見交換を行った。			
平成31年4月		地域ケア会議（メンバー：地区社協、民児協、老人クラブ、福祉協力員連絡会、市社協、包括） → 地域包括ケアシステムについて理解を深め、支え合い活動の進め方について検討を行った。			
令和元年6月		福社会議（メンバー：自治会連合会、民児協、単位自治会、民生委員、福祉協力員、市社協、包括等） → 福社会議を第2層協議体として位置付けることについて合意形成を図った。			
〃		第2層協議体設置			
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと）					
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について			<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターや各地域団体からの活動報告、民生委員からの情報提供 地域情報の共有で得た情報をもとに意見交換を行うことにより、地域の課題を把握 		
支え合い活動について （見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等）			<ul style="list-style-type: none"> 見守りや支援が必要な高齢者を把握する仕組み作り（居住者台帳の整備）を検討 		

II 取組事例

【居住者台帳の整備に向けた検討】

内 容： 自治会加入・非加入に関わらず、支え合いのある地域づくりを推進するため、地区内の全ての住民を対象とし、氏名・生年月日等の基本情報に加え、かかりつけ医や災害等緊急時における支援の必要性等を記載した「居住者台帳」の整備について検討を進めている。

【「居住者台帳」のイメージ】

泉が丘地区居住者台帳

自治会 第 班
自治会未加入

居住 年
記入欄には差し支えない範囲で項目を記入してください。
記入後は各班の班長さんを通じて自治会長までお届け下さい。
枚数が不足の場合は複数枚使用してください。

住 所 宇都宮市 _____ 自治会 _____
自治会名 _____
班長名 _____ 緊急連絡先氏名 _____
電話番号 _____ 電話番号 _____

1 氏名	2 生年月日 男・女・年・月・日	3 性別 男女	4 住所 住所	5 勤務先 学校等	6 緊急時の支援 要○不要×	7 ①に○の人の数 かかりつけの 病院	8 高齢者

効果（検討中の場合は、期待する効果）

- 自治会加入・非加入に関わらず、居住状況の把握や支援が必要な方の把握に役立つ。
- 緊急時の際、事前に情報が整備されていることにより、適切に対応できるようになることが考えられ、安心して生活を送ることができる地域づくりに繋がる。

III 協議体を設置して、良かったこと

居住者台帳の作成に係る検討を通して、地域の高齢者に対する事前の情報収集の重要性を再認識でき、各団体間の連携強化に繋がっている。

IV 今後の方向性

- 居住者台帳を作成し、地域の高齢者の現状把握を行う。
- 高齢者を支える地域づくりに向けた意見交換を行うほか、地域ケア会議と連携しながら、地域の高齢者のニーズや課題を把握し、解決策を検討していく。

上河内地区

I 協議体の概要

名 称	かみかわち共に支え合う会		
設置年月日	令和3年3月25日	開催頻度	6回/年
構成団体（◎：事務局）			
○ 自治会連合会	○ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	◎ 地区社会福祉協議会
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	その他（ ）	
設置方式			
○ 新規設置	既存会議活用（ ）		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	有 ・ 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成30年 ～ 令和元年	地域ケア会議（メンバー：自治会連合会、まち協、地区社協、民児協、老人クラブ、市社協、包括等） → 地域包括ケアシステムや第2層協議体の取組等について意見交換		
令和元年11月	勉強会①（参加者：各種地域団体の役員、自治会等の地域住民等） → 認知症をテーマとした映画を上映し、高齢者の支援に係る認識の共有を図るとともに、「地域でできること」について話し合いを行った。		
令和2年 2月	勉強会②（参加者：各種地域団体の役員、自治会等の地域住民等） → 助け合い活動の体験ゲーム、地域課題の導出に関するグループワーク		
7月	地域ケア会議（メンバー：自治会連合会、まち協、地区社協、民児協、老人クラブ、市社協、包括等） → 勉強会の振り返りを行うとともに、協議体の構成団体等について検討		
令和3年 1月	第2層協議体設立に向けての打合せ会（参加者：自治会連合会、まち協、地区社協、民児協、老人クラブ、包括等） → 上河内地区第2層協議体の組織体制・活動の方向性について、共通認識を図った。		
2月	第2層協議体設立に向けての打合せ会（参加者：自治会連合会、まち協、地区社協、民児協、老人クラブ、包括等） → 上河内地区第2層協議体の規約（案）、設立式の内容等について検討		
3月	第2層協議体設置（第2層協議体設立式の開催）		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと）			
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体との情報共有・意見交換を通じた、地域課題の導出 困りごとアンケート調査の実施検討 		
支え合い活動について (見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> 人材の確保（団体・ボランティア等）に向けた検討 		

II 取組事例

【支え合いの仕組みづくりに向けた意識の醸成】

◆ 勉強会①：認知症をテーマとした映画の上映会（令和元年11月開催 約230名参加）

<上映会>

<「私たちにできること」話し合い>



認知症の患者を抱えた家族を描いたドキュメンタリー作品を上映した。



「認知症の人がご近所にいた場合に、私たちにできることは何か？」をテーマに話し合いを行った。「向こう三軒両隣の気持ちで生活することが重要。」や「買い物やゴミ出しの支援など、自分にもできることをしたい。」といった意見が出された。

◆ 勉強会②：助け合い体験ゲーム（令和2年2月開催 約40名参加）

<助け合い体験ゲーム>

<地域の困りごと・できること>



日常生活上のちょっとした困りごとについて、「助け合い」を疑似体験する「助け合い体験ゲーム」を行った。



地域の困りごとや、それに対応する「地域でできること」についてグループワークを行い、発表した。

効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 上河内地区連合自治会をはじめ、まちづくり協議会や地区社会福祉協議会、老人クラブなど、様々な地域団体を巻き込みながら、丁寧に、勉強会の開催を重ねていくことにより、支え合いの仕組みづくり（第2層協議体の設置）に向けて、意識が醸成された。

III 協議体を設置して、良かったこと

- ・ 連合自治会やまちづくり協議会、地区社会福祉協議会、老人クラブなど、多様な関係者が関わり、地域の取組について情報共有を行うとともに、地域課題について議論を行う場ができた。

IV 今後の方向性

- ・ 地区内のふれあい・いきいきサロン運営団体をはじめ、老人クラブ、地区社会福祉協議会など、各種団体との情報共有・意見交換を通じた、地域課題の導出
- ・ 困りごとアンケート調査の実施検討

かみかわち共に支え合う会 規約

(名称)

第1条 本会は、かみかわち共に支え合う会（以下「協議体」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議体は、地域の特色を活かした「共に支え合う」地域づくりのための調査・研究等を行うとともに、構成団体相互の交流及び連携を推進し、地域共生社会の構築を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 協議体は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区における高齢者の生活支援ニーズの把握
- (2) 地区の高齢者に関する課題の把握
- (3) 上記の問題解決のための方策の検討
- (4) その他協議体の目的達成のために必要な事業

(構成)

第4条 協議体は前条の目的に賛同する者および団体を構成する。

2 協議体は、次に掲げる団体および賛同する者を会員とする。

- (1) 上河内地区まちづくり協議会
- (2) 上河内地区連合自治会
- (3) 上河内地区社会福祉協議会
- (4) 上河内地区民生委員児童委員協議会
- (5) 上河内地区老人クラブ連絡協議会
- (6) 上河内地域包括支援センター

(入会及び退会)

第5条 協議体に入会しようとする団体および賛同する者は、入会申請書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 会長は入会の可否について審査するにあたり、必要に応じて構成団体に意見を求めることができる。
- 3 退会しようとする団体及び賛同する者は、退会届を会長に提出しなければならない。

(役員)

第6条 協議体に次の役員を置く。

会 長 1人
副会長 2人
会 計 1人
監 事 2人

(役員を選出)

第7条 会長は構成員の互選により選任する。

- 2 副会長は団体代表者から2名とし、会長が指名する。
- 3 会計および監事は、構成員の互選により選任する。

(役員の職務)

第8条 会長は、協議体を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 監事は、協議体の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後においても、後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

(顧問)

第10条 協議体に総会の推薦によって顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長の諮問に応じ、必要あるときは会議に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第11条 総会は、定期総会と臨時総会とする。定期総会は、毎年1回開催する。
臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または構成団体の3分の1以上の要請があったときに開催する。

- 2 総会は、会長がこれを招集し、議長となる。
- 3 総会は、構成員をもって構成する。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の時は、議長が決するところによる。

(権能)

第12条 総会は次に掲げる事項を決議する。

- (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (2) 収支予算の決定及び収支決算の承認
- (3) 規約の変更
- (4) その他協議体の運営上必要な事項

(負担金等)

第13条 協議体の収入は、市の負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 協議体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 協議体の事務所は、会長宅に置く

(その他)

第16条 本規約に定めるものの他、協議体の運営に関し、必要な事項については、会長が別に定める。

附則

この規約は、令和3年3月25日から施行する。
設立年度の総会は結成式と兼ねる。

河内地区			
I 協議体の概要			
会議名	ふれ愛 支えあう かわち		
設置年月日	令和2年10月16日	開催頻度	12回/年
構成団体 (◎:事務局)			
○ 自治会連合会	○ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	◎ 地区社会福祉協議会
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○ その他 (高齢者福祉施設, 障がい者福祉施設)	
設置方式			
新規設置	既存会議活用 (河内地区福祉のまちづくり計画推進委員会) ○ ※ 「河内地区福祉のまちづくり計画」に基づき、福祉のまちづくりを推進する組織		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		有 <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	
設置までの経緯			
時期	内容		
平成28年 4月	河内地区福祉のまちづくり部会 (メンバー:自治会連合会, 民児協, 地区社協, 老人クラブ, 福祉協力員) → 地域包括ケアシステムについて共通理解を図り, 地域課題の検討を行った。		
平成29年 7月	第1回策定委員会 → 計画策定に向けた住民座談会について検討を行った。		
8月	計画策定に向けた住民座談会 (参加者:地域住民86名) → 「近所付き合いを通じた地域の“支え合い”“助け合い”「河内の良さと課題」について意見交換を行った。		
平成31年 3月	福祉のまちづくり計画推進委員会 (メンバー:自治会連合会, まち協, 地区社協, 民児協, 福協員連絡会, 市社協等) → 「河内地区福祉のまちづくり計画」策定		
12月	第1回推進委員会 → 計画の実施に向けた, 今後の方向性について検討を行った。		
令和 2年 7月	福祉のまちづくり計画推進委員会 → 第2層協議体について共通理解を図った。		
9月	福祉のまちづくり計画推進委員会 → 委員会を第2層協議体として位置付けることについて合意形成を図った。		
10月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容 (協議体で取り組んできたこと, 議論してきたこと)			
地域情報の共有, 課題やニーズの把握について	・ 福祉のまちづくり計画策定にあたり実施した住民座談会の結果, 福祉マップの活用		
支え合い活動について (見守り活動, 居場所づくり, 生活支援ボランティア等)	・ 「笑顔であいさつ運動」を通じた地域のつながりづくり ・ 市内各地の生活支援ボランティアに係る情報収集		
その他	・ 「笑顔であいさつ運動」等, 取組の周知活動 ・ 手作りマスクの配付を通じた地域のつながりづくり		

II 取組事例

【笑顔であいさつ運動の実施】

内 容： 立哨活動を行い、駅利用者や地域住民に対してあいさつの日の周知や「笑顔であいさつ」「声かけ」を行った。参加者は、お揃いのベストを着用し、のぼり旗やポスターを掲げながら活動を行った。

【立哨活動の様子】

【実施状況】

日 時 令和2年12月1日（火）7：00～8：00
場 所 JR岡本駅（西口・東口）
参加者 27名（福祉のまちづくり計画推進委員会委員，地域包括支援センター，市社協職員等）



効果（検討中の場合は，期待する効果）

「笑顔であいさつ」をキーワードとした，助け合いの地域づくりに向けた意識の醸成

【障がいについての理解促進】

内 容： 障がいや地域共生社会についての理解促進を図り，障害があってもなくても，誰もが暮らしやすい地域づくりを推進するため，宇都宮市保健所の保健師を招き，障がい者週間に合わせて，精神障害をテーマに研修会を行った。

【研修会の様子】

【実施状況】

日 時 令和4年12月6日（火）10：00～12：00
場 所 河内総合福祉センター（大会議室）
参加者 47名



（地区社会福祉協議会，福祉のまちづくり計画推進委員会委員，自治会連合会，民生委員・児童委員等）

効果（検討中の場合は，期待する効果）

障がいがあってもなくても，誰もが暮らしやすい地域づくりに向けた意識の醸成

【活動の啓発強化】

内 容： 住民がお互いに支え合い助け合い，人に優しい地域づくりを推進するために，見守りの具体的な活動内容「ふれ愛ミーティングのススメ」などを記載した「ふれ愛 ささえあう かわち通信」を創刊し，各世帯や各種団体に約9,600部配布。活動の啓発強化を図った。

【ふれ愛 ささえあう かわち通信】



効果（検討中の場合は，期待する効果）

地域における見守りに関する活動等，第2層協議体での取組の周知

#

III 協議体を設置して，良かったこと

自治会や地区社協，民児協等をはじめとした多様な関係者が集まり，地域の課題や取組について議論を行う場ができた。

IV 今後の方向性

- ・ 「笑顔であいさつ運動」の継続的な実施，周知活動の展開
- ・ 生活支援ボランティアの検討

河内地区福祉のまちづくり計画推進委員会設置運営要領

(設 置)

第1条 河内地区の小地域福祉活動推進の指針となる、福祉のまちづくり計画（小地域福祉活動計画：以下「計画」という）の進行管理を行うことを目的に、河内地区福祉のまちづくり計画推進委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次の通りとする。

- 2 計画の進行管理を行う。
- 3 計画の見直しを必要に応じて行う。

(委 員)

第3条 委員は、河内地区社会福祉協議会、福祉協力員、民生委員・児童委員、自治会長、まちづくり協議会、老人クラブ、地域包括支援センター等の河内地区の関係機関・団体の代表者等をもって充てる。

- 2 宇都宮市社会福祉協議会職員をオブザーバーとして置くことができる。
- 3 委員の任期は、各年度4月1日より翌年3月31日までとする。

(役 員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 3名
 - (3) 部会長 3名
 - (4) 副部会長 3名
- 2 副委員長は部会長を兼務する。
 - 3 本会に顧問を置くことができる。

(役員選出)

第5条 委員長は、河内地区社会福祉協議会会長をもって充て、副委員長兼部会長及び副部会長は委員長が指名し、委員会で承認を得る。

(職 務)

第6条 委員長は委員会を代表し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 部会長及び副部会長は、施策の進行管理にあたる。
- 4 顧問は、委員長の諮問に応じ、本会運営に助言することができる。

(会 議)

第7条 会議は、委員長が招集する。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、河内地区社会福祉協議会事務局が行う。

(その他)

第9条 この要領に定める事項のほか、委員会運営に必要な事項は、河内地区社会福祉協議会、及び宇都宮市社会福祉協議会において協議し、委員会の承認を得る。

附 則

この要領は、平成29年6月14日から施行する。

この要領は、令和元年11月1日から一部改正施行する。

この要領は、令和元年12月20日から一部改正施行する。

河内地区福祉のまちづくり計画策定推進委員会設置運営要領の一部改正

新	旧
<p>(設置) 第1条 1 (略)</p> <p>(所掌事務) 第2条 1～3 (略)</p> <p>(委員) 第3条 委員は、河内地区社会福祉協議会、福祉協力員、民生委員・児童委員、自治会長、まちづくり協議会、老人クラブ、地域包括支援センター等の河内地区の関係機関・団体の代表者等をもって充てる。</p> <p>2 <u>宇都宮市社会福祉協議会職員をオブザーバーとして置くことができる。</u></p> <p>3 委員の任期は、各年度4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>(役員) 第4条 委員会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 委員長 1名</p> <p>(2) 副委員長 3名</p> <p>(3) 部会長 3名</p> <p>(4) 副部会長 3名</p> <p>2 <u>副委員長は部会長を兼務する。</u></p> <p>3 <u>本会に顧問を置くことができる。</u></p> <p>※以下条文繰り下げ</p> <p>(役員選出) 第5条 委員長は、河内地区社会福祉協議会会長をもって充て、副委員長兼部会長及び副部会長は委員長が指名し、委員会で承認を得る。</p> <p>(職務)</p>	<p>(設置) 第1条 1 (略)</p> <p>(所掌事務) 第2条 1～3 (略)</p> <p>(委員) 第3条 委員は、河内地区社会福祉協議会、福祉協力員、民生委員・児童委員、自治会長、まちづくり協議会、老人クラブ、地域包括支援センター等の河内地区の関係機関・団体の代表者、<u>及び宇都宮市社会福祉協議会の職員等</u>をもって充てる。</p> <p>[追加]</p> <hr/> <p>2 委員の任期は、各年度4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>(委員長及び副委員長) 第4条 1～3 (削除)</p> <p>[追加]</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>[追加]</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>[追加]</p>

<p>第6条 委員長は委員会を代表し、会議の議長となる。</p> <p>2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。</p> <p>3 部会長及び副部会長は、施策の進行管理にあたる。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 1 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、河内地区社会福祉協議会事務局が行う。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この要領に定める事項のほか、委員会運営に必要な事項は、河内地区社会福祉協議会、及び宇都宮市社会福祉協議会において協議し、<u>委員会の承認を得る。</u></p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成29年6月14日から施行する。</p> <p>この要領は、令和元年11月1日から一部改正施行する。</p> <p><u>この要領は、令和元年12月20日から一部改正施行する。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 1 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、河内地区社会福祉協議会事務局、<u>及び宇都宮市社会福祉協議会地域福祉課</u>が行う。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この要領に定める事項のほか、委員会運営に必要な事項は、河内地区社会福祉協議会、及び宇都宮市社会福祉協議会において協議の<u>う</u>え定めることとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成29年6月14日から施行する。</p> <p>この要領は、令和元年11月1日から一部改正施行する。</p> <p style="text-align: center;">[追 加]</p> <p>_____</p>
--	--

清原地区

I 協議体の概要

名 称	清原地区第2層協議体		
設置年月日	平成29年8月29日	開催頻度	12回/年
構成団体 (◎:事務局)			
<input type="radio"/> 自治会連合会	<input type="radio"/> まちづくり協議会	<input type="radio"/> 民生委員児童委員協議会	<input type="radio"/> 地区社会福祉協議会
<input type="radio"/> 老人クラブ連合会	<input type="radio"/> 福祉協力員連絡会	<input type="radio"/> 健康づくり推進委員会	<input type="radio"/> 第2層生活支援コーディネーター
<input type="radio"/> 市社会福祉協議会	<input type="radio"/> 地域包括支援センター	<input checked="" type="radio"/> その他 (社会福祉法人 とちぎYMCA福祉会)	
設置方式			
<input type="radio"/> 新規設置	<input type="checkbox"/> 既存会議活用 ()		<input type="checkbox"/> 地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成29年 4月	地域づくりについてのセミナー (参加者:有志住民) → ワークショップを通じて、地域の助け合いについての理解促進を図った。		
5月	勉強会① (参加者:自治会連合会, 地区社協, 民児協, 福祉協力員連絡会, 老人クラブ等) → 地域包括ケアシステムの概要について共通理解を図った。		
6月	民児協定例会 → 地域包括ケアシステム, 第2層協議体について共通理解を図った。		
7月	勉強会② (参加者:地区社協, 民生委員, 福祉協力員, 公民館長, 有志住民, 包括, 介護事業所 (YMCA), 市社協等) → 助け合いについてのグループワークを通じて、第2層協議体の役割について理解を深めた。		
8月	自治会連合会 (単位自治会長約20名) → 協議体設置に向けた取組の経緯や今後の進め方について共通認識を図った。		
〃	第2層協議体設置		
協議体における検討内容 (協議体で取り組んできたこと, 議論してきたこと)			
地域情報の共有, 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 居場所・助け合いに関するアンケート調査の実施 住民向けアンケート報告会の開催 		
支え合い活動について (見守り活動, 居場所づくり, 生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> 単位自治会の地域性を踏まえた居場所の開設 有償ボランティアの試行, 仕組みづくりについての検討 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> SNSや広報誌を活用した周知活動 		

II 取組事例

【居場所づくり】

経緯：平成30年 8月 居場所・助け合いについてアンケート実施
 令和元年 6月 協議体内に「居場所部会」、「生活支援部会」「運営部会」を設置
 話し合った内容を各自治会に持ち帰り、居場所立ち上げの準備
 (居場所候補地の検討、見学等)
 10月 「きずなカフェ いこいの杜」(第1号)開設
 令和2年 1月 「清原台3丁目 おしゃべり会」(第2号)開設
 9月 「光が丘自治会 きずなカフェ」開設

「きずなカフェ いこいの杜」 「清原台3丁目 おしゃべり会」 「光が丘自治会 きずなカフェ」



対象：地区内の住民
 (閉じこもりがちな高齢者を想定)
 開催場所：個人宅(元料亭)
 参加料：100円
 開催状況：月1回程度
 利用状況：毎回15人程度



対象：地区内の住民
 (子供から高齢者まで)
 開催場所：公民館
 参加料：無料
 開催状況：R2.1開催
 利用状況：第1回は17名程度



対象：自治会員
 開催場所：支援者の自宅
 参加料：100円
 開催状況：月1回程度
 利用状況：日を分け、5~6人ずつ開催

効果(検討中の場合は、期待する効果)

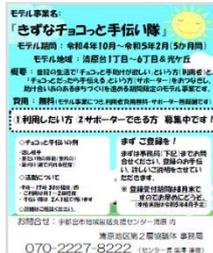
- ・ 閉じこもりがちな高齢者の外出に繋がった。
- ・ 小学生も参加し、地域住民の交流の場になった。

#

【助け合いモデル事業(チョコっと手伝い隊)を実施】

経緯：令和4年 5~7月 助け合いモデル(チョコっと手伝い隊)事業実施準備
 10月 チョコっとサポーター事前講習会実施
 モデル事業実施 ※令和5年2月まで
 12月 西地区第2層協議体における事例研究
 令和5年 3~4月 モデル事業報告会(予定)

【サポーター募集チラシ】 【サポーター事前講習会チラシ】



【利用者・サポーターフロー図】



効果(検討中の場合は、期待する効果)

- ・ 本格実施に向けた改良点や課題、工夫などのノウハウが集積された。
- ・ 他地区協議体とのネットワークが構築された。

III 協議体を設置して、良かったこと

- ・ アンケートを実施したことにより、清原地区の現状や課題について把握することができ、ニーズに応じた取組を検討することができた。
- ・ 各単位自治会に合った居場所づくりを検討し、様々な形態の居場所の開設に繋げることができた。
- ・ ボランティア実施のノウハウ等を共有することができた。

IV 今後の方向性

- ・ 「チョコっと手伝い隊」の本格実施
- ・ 「外出・移動支援」に関する勉強会・研究会の実施

国本地区

I 協議体の概要

名 称	くにもとつながり愛たい		
設置年月日	平成31年1月10日	開催頻度	1回/年
構成団体（◎：事務局）			
<input type="radio"/> 自治会連合会	<input type="radio"/> まちづくり協議会	<input type="radio"/> 民生委員児童委員協議会	<input type="radio"/> 地区社会福祉協議会
<input type="radio"/> 老人クラブ連合会	<input type="radio"/> 福祉協力員連絡会	健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
市社会福祉協議会	◎ 地域包括支援センター	その他（ ）	
設置方式			
<input type="radio"/> 新規設置	既存会議活用（ ）		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成29年11月	地域ケア会議（メンバー：単位自治会，地区社協，民児協，長寿会，包括等） → 地域包括ケアシステムの概要について共通理解を図った。		
平成30年 2月	地域ケア会議（メンバー：自治会連合会，民児協，地区社協，長寿会，婦人防火クラブ，食生活改善推進団体連絡協議会，包括等） → 地域包括ケアシステム，第2層協議体について理解を深め，協議体立ち上げについて意見交換を行った。		
6月	地域ケア会議 （メンバー：単位自治会，民児協，地区社協，長寿会，婦人防火クラブ，健康づくり推進協議会，食生活改善推進団体連絡協議会，包括等） → 第2層協議体に係る勉強会の開催について検討を行った。		
10月	勉強会①（参加者：地区社協，民児協，長寿会，国本地区づくり振興会福祉部会，包括） → 地域包括ケアシステム，第2層協議体について理解を深め，協議体の設置に向けた検討を行った。		
平成31年 1月	勉強会②（参加者：地区社協，民児協，長寿会，国本地区づくり振興会福祉部会，福祉協力員，民生委員，包括） → 第2層協議体設置について合意形成を図った。		
〃	第2層協議体設置		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと，議論してきたこと）			
地域情報の共有， 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 住民アンケートの実施検討 		
支え合い活動について （見守り活動，居場所づくり，生活支援ボランティア等）	<ul style="list-style-type: none"> 「見守り声かけ活動 仕組みづくりマニュアル」の作成 マニュアル作成に向けたプロジェクトチームの設置 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 第2層協議体の周知チラシの作成・回覧 		

五代若松原地区

I 協議体の概要

会議名		五代若松原地区地域支えあい会議	
設置年月日	平成30年5月18日	開催頻度	6回/年
構成団体 (◎:事務局)			
<input type="radio"/> 自治会連合会	<input type="radio"/> まちづくり協議会	<input type="radio"/> 民生委員児童委員協議会	<input type="radio"/> 地区社会福祉協議会
<input type="radio"/> 老人クラブ連合会	福祉協力員連絡会	<input type="radio"/> 健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
<input type="radio"/> 市社会福祉協議会	◎ 地域包括支援センター	その他 ()	
設置方式			
<input type="radio"/> 新規設置	既存会議活用 ()		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
設置までの経緯			
時期	内容		
平成29年5月	地域ケア会議 (メンバー:自治会連合会, 民児協, 地区社協, 老人クラブ, 市社協等) → 地域包括ケアシステムの概要について共通理解を図った。		
平成30年 2月~3月	勉強会① (参加者:民生委員, 福祉協力員, 単位自治会長, その他有志住民) → 地域支え合いの取組についての講義を通し, 地域住民に広く理解促進を図った。 勉強会② (参加者:勉強会①と同様) → 助け合いをテーマとした体験ゲーム, 地域課題に関するグループワークを通し, 第2層協議体の活動について理解を深めた。 勉強会③ (参加者:勉強会①②と同様) → 勉強会の振り返りとともに今後の取組に向けた意見交換を行い, 協議体設置に向けて検討を進めていくことについて共通認識を図った。		
5月	地域支えあい会議設置 (メンバー:自治会連合会, 地区社協, 民児協, その他有志住民) → 第2層協議体の進め方について検討を行い, 協議体設置について合意形成		
〃	第2層協議体設置		
協議体における検討内容 (協議体で取り組んできたこと, 議論してきたこと)			
地域情報の共有, 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 各地域団体における活動の情報共有・意見交換 勉強会で抽出した課題及び解決策について意見交換 地域住民の支え合いに対する意識についてアンケート調査 		
支え合い活動について (見守り活動, 居場所づくり, 生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> 北若松原自治会の支え合い組織「SAT」の取組について周知方法の検討 徘徊模擬訓練 (平成27年から年1回開催) の活動報告 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 「支えあい会議」のチラシを作成し, 地域住民へ周知 		

II 取組事例

【アンケート調査に併せた、地域の支え合いについての周知活動】

経緯：

平成31年2月 「支えあい会議」のチラシ回覧について検討
 チラシ・アンケート案を作成
 令和元年6月 チラシ配布・アンケート調査方法の検討
 7～8月 アンケート調査の実施

内容：

- ・ チラシ…「支えあい会議」の概要について紹介
- ・ アンケート…手伝える内容などについて調査

方法：

- ・ 回覧板
- ・ 地域のイベント（ふれあいのつどい、五若の日）で配布・記入

【「支えあい会議」チラシ】



【地域の支えあいアンケート】

地域の支えあい アンケート		
あなたの年代	10-20代	30-40代
	50-60代	70歳以上
性別	男	女

※この活動がきっかけから高齢化社会に地域社会が内包し、期待していただけるように、子育て支援や高齢者支援が期待されています。

効果（検討中の場合は、期待する効果）

アンケート調査と「支えあい会議」の周知を併せて行ったことにより、支え合い活動に関心を持ってもらうことができ、「支えあい会議」への参加者の増員につながった。

#

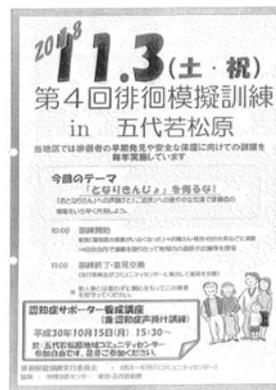
【地域情報の共有】

【地域支え合いチーム 北若SAT】



北若松原自治会の役員、班長で構成された、高齢者対象のボランティア活動について周知を行った。#

【徘徊模擬訓練】



地域住民から「認知症について勉強したい」との要望があり、包括が提案し、H27年から年1回実施#
 周知活動や活動報告を行っている。#

III 協議体を設置して、良かったこと

- ・ 各地域団体の活動について意見交換することにより、課題を共有し、解決策について様々な意見を出し合うことができた。
- ・ 周知活動に力を入れたことにより、支え合い活動について、広く地域住民への理解や関心を得ることができた。

IV 今後の方向性

- ・ 今までに実施した意見交換やアンケート調査の結果から、具体的な支え合い活動について検討していく。
- ・ 地域課題の優先順位を整理し、地域で対応可能なことから取り組む。

桜地区

I 協議体の概要

会議名		地域のつながり研究会			
設置年月日		令和元年10月5日	開催頻度		6回/年
構成団体（◎：事務局）					
○ 自治会連合会	◎ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会		
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	健康づくり推進委員会		第2層生活支援コーディネーター	
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○ その他（介護事業所，婦人防火クラブ，一般の住民）			
設置方式					
新規設置	<input type="radio"/> 既存会議活用（地域のつながり研究会） <input type="radio"/> ※ 地域ビジョン推進委員会の分科会として，地域におけるつながりや支え合いのシステム構築に向けた基礎づくりを行う会議				地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無			<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		
設置までの経緯					
時期		内容			
平成30年 7月		地域ケア会議（メンバー：自治会連合会，民児協，地区社協，地域ビジョン推進委員，市社協，包括等） → 地域包括ケアシステム，第2層協議体について共通理解を図り，今後の進め方について検討を行った。			
平成30年11月		地域のつながり研究会設置（メンバー：まち協，民児協，地区社協，自治会連合会，女性の会，老人クラブ等） 目的：地域におけるつながりや支え合いのシステム構築の基礎づくり等			
平成31年 4月		地域のつながり研究会 → 今後の勉強会等について打合せを行った。			
令和元年6～8月		勉強会（参加者：地域のつながり研究会メンバー，単位自治会長，民生委員等） → つながり研究会の取組や地域包括ケアシステムについて共通理解を図るとともに，グループワークを通して，支え合いの取組についての理解を深めた。			
8月		地域のつながり研究会 → 協議体の設置に向けた事務手続きや今後の議論の方向性等について打合せを行った。			
10月		第2層協議体設置			
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと，議論してきたこと）					
地域情報の共有，課題やニーズの把握について		<ul style="list-style-type: none"> 各地域団体からの情報提供 各地域団体から得た情報をもとに，意見交換を行い，地域でできることについて議論 			
支え合い活動について（見守り活動，居場所づくり，生活支援ボランティア等）		<ul style="list-style-type: none"> 災害全般において地域でできることについて議論 近隣の空き家・空き地において実際に困っていることやその解決策などについて議論 高齢者の生活支援（見守りと社会参加，認知症問題，交通問題）について，地域でできることを検討 			

II 取組事例

【「地域における災害対応について」のグループワークの実施】#

経 緯：令和元年12月 台風19号を受けて「地域で何ができるか」について
令和2年 2月 避難所の確認や支援が必要な人の避難方法等について
令和2年 8月 災害が起こる前にやれること（つながりづくり）について

対 象：地区内の全住民

目 的：災害に備える地域活動はどうあるべきか、日常的な自治会等での話し合い等の契機とする。

内 容：災害に対してどんな備えをするか、手助けの必要な人をどうするか等について議論

その他：検討結果は、地域ビジョン推進委員会に報告

効果（検討中の場合は、期待する効果）

災害時の活動を円滑に進めるためには、平常時の地域ぐるみの取組が重要であることの再認識ができ、地域のつながりを意識した地域活動を検討するきっかけになった。また、桜地域ビジョン推進委員会に報告した結果、まちづくり協議会内に防災部会が新たに設置され、地域防災対策について継続的に議論される場の創出につながった。

【「地区の空き家・空き地の問題について」のグループワークの実施】#

経 緯：令和2年10月 実際に困っていることや課題について
11月 市生活安心課から取組や補助金等について説明、課題の整理
令和3年 4月 空き家・空き地にかかる個別問題（所有者への連絡・支援方法や地域での活用など）について議論
6月 地域でできること（連絡体制・パトロール・相談体制等）について検討

対 象：桜地域内の空き家（104軒）と困っている近隣住民

目 的：地域で安心して暮らせる環境づくり、空き家を活用した地域活動の創出

内 容：グループワークを通し、個人・地域・組織ができる支援（連絡体制・パトロール・相談体制等）について検討

その他：検討結果は、地域ビジョン推進委員会に報告

効果（検討中の場合は、期待する効果）

自治会単位、地域単位での活動を通して、普段から地域コミュニティの強化に努めることが、空き家・空き地問題の解決には重要であることの共通理解を図ることができた。また、空き家を活用した地域活動の創出を検討するきっかけになった。また、検討結果を桜地域ビジョン推進委員会に報告した結果、桜コミセン内に「空き家情報ボックス」が設置され、地域内の空き家に関する情報収集ツールの創出につながった。

#

【「地域でできる高齢者の生活支援（見守りや社会参加・認知症・交通）」のグループワークの実施】#

① 高齢者の見守りと社会参加（令和3年10月～令和4年4月に検討）

対象：地区内の全住民

内容：「高齢者の見守りや通いの場の設置（社会参加）」について検討

結果：日常における気づきや、相談体制が定められていることが、高齢者を支援していくうえで重要であるとの共通理解を図ることができた。また、サロン活動のさらなる充実や老人クラブの再結成の必要性等、地域で取り組むべき課題が明らかとなった。

② 高齢者の認知症問題（令和4年6～11月に検討）

対象：認知症の方及び介護家族，地区内の全住民

内容：認知症に対する正しい理解を図るための取組及び認知症の方や介護家族への支援について検討

結果：認知症になっても地域で安心して暮らしていくためには、認知症の人とその家族が地域とつながることが重要であることから、まずは地域住民が認知症について正しく理解することが必要との共通理解を図ることができた。認知症に関する学習機会を増やすことや相談体制の充実等、今後の取組の方向性を見出した。

③ 高齢者の交通問題（令和5年1月以降検討）

対象：地区内の全住民

内容：高齢者の交通安全対策の推進について検討

結果：交通安全教育等の参加体験と交通安全活動参加による啓蒙の重要性について検討する中で、高齢者の交通安全対策の課題を導出していく。また、免許証を自主返納した高齢者の代替交通手段について検討していく。

※ ①～③の検討結果は、地域ビジョン推進委員会に報告

効果（検討中の場合は、期待する効果）

地域における高齢者が抱える課題①～③について、地区全体で議論を深めることにより、課題の解決に向けた具体的な取組の検討につながった。

Ⅲ 協議体を設置して、良かったこと

各地域団体間での情報共有を通し、地域の困りごとについて「地域でできること」を検討することにより、支え合い活動の創出に向けた意見交換ができた。

Ⅳ 今後の方向性

各地域団体からの情報提供を通し、地域の困りごとに対して地域でできることについてのグループワークを行い、地域の支え合い活動の創出に向けた検討を進める。

篠井地区

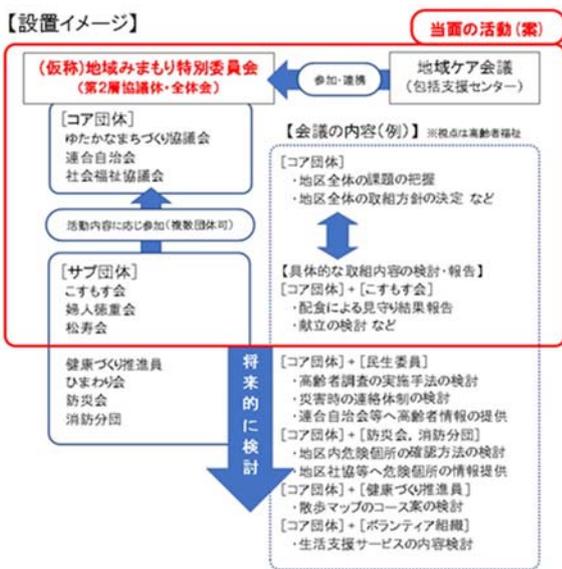
I 協議体の概要

名 称	篠井地域みまもり特別委員会		
設置年月日	令和3年4月18日	開催頻度	全体会 2回/年 コア会議 2回/年
構成団体 (◎：事務局)			
○ 自治会連合会	◎ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○ その他 (地域ボランティア団体, 婦人会等)	
設置方式			
○ 新規設置 (まち協内に新たに特別委員会を設置)	既存会議活用 ()		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成29年 ~	地域ケア会議を中心に地域包括ケアシステムや第2層協議体の取組について共通理解を図るとともに、意見交換を行った。		
令和元年 6月	ケア会議 (参加者：まち協, 自治会連合会, 地区社協, 民児協, 福祉協力員連絡会, 老人会, 婦人会, 包括) → 「地域で自分たちができることは何か」をテーマにグループワークを行い、地域課題について意見交換を行った。		
令和2年 2月	ケア会議 (参加者：まち協, 自治会連合会, 地区社協, 民児協, 福祉協力員連絡会, 老人会, 婦人会, 包括) → 各地域団体間で情報共有をし、第2層協議体設置に向けた意見交換を行った。		
令和2年 9月	第2層協議体説明会 (参加者：まち協, 自治会連合会, 地区社協, 民児協, 市, 包括) → 地域包括ケアシステムや第2層協議体について共通理解を図るとともに、第2層協議体の設置に向けた方向性について意見交換を行った。		
10月	地域ケア会議 → 地域包括ケアシステムや第2層協議体について共通理解を図るとともに、構成団体等について検討		
11月	第2層協議体設置に向けた説明会 (参加者：まち協, 自治会連合会, 地区社協, 民児協, 地域ボランティア団体, 包括等) → 地域包括ケアシステムや第2層協議体について共通理解を図るとともに、組織体制について検討		
令和3年 3月	第2層協議体設置に向けた検討会 (参加者：まち協, 自治会連合会, 地区社協, 民児協, 地域ボランティア団体, 包括等) → 篠井地区第2層協議体の設置要綱, 活動イメージについて検討		
4月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容 (協議体で取り組んできたこと, 議論してきたこと)			
地域情報の共有, 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 地域ボランティア団体や参加団体からの情報提供 各地域団体から得た情報をもとに、意見交換を行うことにより、地域の課題を把握 困りごとに関するアンケート調査の実施 		
支え合い活動について (見守り活動, 居場所づくり, 生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> 地域ボランティア団体を中心とした見守り活動 アンケート調査結果を踏まえた生活支援ボランティアの検討 		

II 取組事例

【「地域ぐるみ」で話し合う仕組みづくり】

【篠井地域みまもり特別委員会の推進体制】



協議体設置当初である現在は、構成団体をコア団体（まちづくり協議会、連合自治会、社会福祉協議会（福祉協力員及び民生委員児童委員を含む）、包括支援センター）とサブ団体（こすもす会、婦人徳重会、松寿会）に分け、コア団体とサブ団体を併せた全体会で話し合いを行い、活動主体であるサブ団体（こすもす会）がみまもり活動を行っている。

将来的にはテーマ毎に各種団体が参画する体制とすることにより、地域における様々なテーマについて、多様な団体の協力を得ながら、柔軟に検討できるようにしている。

#

【「こすもす会」を中心とした見守りの仕組みづくり】#

【「こすもす会」による配食を通じた見守り活動】

一人暮らし高齢者を対象に、手作り弁当を無料で配布する取組。地域の有志が集まり、多年にわたり実施。出来合いのものは使用せず、自分たちで手作りしており、季節に合わせた献立にするなど工夫を凝らしている。地域の一人暮らし高齢者の見守りはもとより、弁当作製により集まることが、集いの場にもなっている。コロナ禍により配食ができない場合は、電話にて健康状態の確認を行い、安否確認を行っている。

【活動の様子】



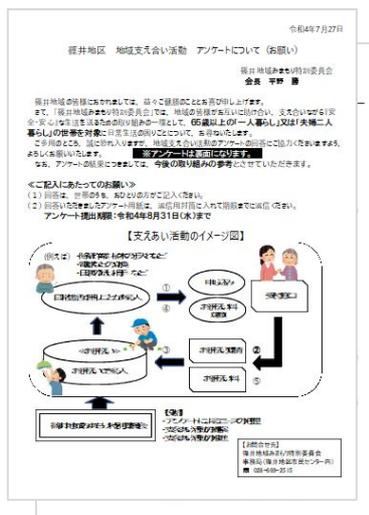
効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 地域主体で長年実施している見守り活動について、各地域団体間で情報共有を行うことにより、更なる活動の充実につながる。

II 取組事例

【困りごとの把握を目的としたアンケート調査の実施及び生活支援ボランティアの活動開始に向けた検討】

【困りごとに関するアンケート調査】



- ◆ 対 象：65歳以上一人暮らし・二人暮らし高齢者世帯
- ◆ 方 法：自治会にて配布・地区市民センターへ郵送にて提出
- ◆ 目 的：日常生活上の困りごと等について把握するもの
- ◆ 結 果：

- ・ 回答数108名
- ・ 回答者のうち、約3割が「困り事がある」と回答
- ・ 困っていると回答した方が多かったのは、以下の項目のとおり「自宅の除草・草刈り」、「自宅の植木の手入れ」、「照明器具の取り換え」、「話し相手」

◆ 生活支援ボランティアの活動開始に向けた検討

- ・ ボランティア募集
- ・ ボランティア運営方法の検討

効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 地域の高齢者が抱える困りごとについて把握することができた。
- ・ アンケート結果を踏まえて意見交換することにより、生活支援ボランティア活動の今後の方向性について検討することができた。

#

III 協議体を設置して、良かったこと

- ・ まち協や自治会などの各地域団体が集まり、見守り活動の現状報告や地域課題・取組について議論を行う場ができた。

IV 今後の方向性

- ・ 「こすもす会」による配食事業を活用した見守り活動の継続的な実施
- ・ 生活支援ボランティアの活動開始に向けた検討

篠井地域みまもり特別委員会 会則

(設置及び事務局)

第1条 篠井地区ゆたかなまちづくり協議会（以下「まちづくり協議会」という。）会則第14条第1項の規定に基づき、篠井地域みまもり特別委員会を設置し、事務局を篠井地区市民センター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、宇都宮市地域包括ケアシステムにおける第2層協議体に位置付け、行政をはじめ医療や介護などの関係組織と連携して、地域住民による支え合い活動を推進し、高齢者等が安心して暮らし続けることができる長寿社会を実現することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、次に掲げるコア団体、サブ団体及び関係組織の代表者によって構成する。

(1) コア団体

- ア まちづくり協議会
- イ 篠井地区連合自治会
- ウ 篠井地区社会福祉協議会（福祉協力員及び民生委員児童委員を含む）
- エ 富屋・篠井地域包括支援センター

(2) サブ団体

- ア こすもす会
- イ 篠井地区婦人徳重会
- ウ 篠井地区松寿会連合会

(3) 関係組織（オブザーバー）

- ア 宇都宮市高齢福祉課地域包括ケア推進室
- イ 宇都宮市篠井地区市民センター

(役員)

第4条 本会を運営するため、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名

2 役員は、まちづくり協議会会則第14条第2項の規定に基づき、まちづくり協議会役員会の推薦により同協議会会長が委嘱するものとする。

3 任期は所属する団体の任期とする。

(役員の仕事)

第5条 会長は、本会を代表し会務を執行及び総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには職務を代理する。

3 理事は、会務の運営と案件を審議する。

4 会計は、本会の会計事務を処理し、経理を掌る。

5 監事は、本会の会計事務を監査する。

(会議)

第6条 本会の会議は、コア会議及び全体会とし、それぞれ会長が招集する。

2 コア会議は、第3条(1)のコア団体による会議とし、次の業務を行うものとする。

- (1) 地域内の高齢者等に関する課題やニーズ等の把握と情報共有
- (2) 地域住民が主体となって高齢者等の生活を支え合う体制づくりや取組方針の決定
- (3) その他、目的達成に必要な事項

3 全体会は、コア会議に第3条(2)で掲げたサブ団体を加えた会議とし、次の業務を行うものとする。

- (1) コア会議で決定した取組方針に基づく具体的な活動内容の検討
- (2) その他、目的達成に必要な事項

(事務局)

第7条 事務局員は会長が指名し、本会の運営に必要な事務を行うものとする。

(経費)

第8条 本会の経費は、市の委託費及びその他の経費をもってこれに充てる。

(補則)

第9条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する事項は会長が定める。ただし、重要な事項はコア会議の承認を得るものとする。

附則 この会則は令和3年4月18日から施行する。

城山地区

I 協議体の概要

名 称	ホッとするまち協議体		
設置年月日	平成31年3月19日	開催頻度	12回/年
構成団体（◎：事務局）			
<input type="radio"/> 自治会連合会	<input checked="" type="radio"/> まちづくり協議会 (コミュニティ協議会)	<input checked="" type="radio"/> 民生委員児童委員協議会	<input type="radio"/> 地区社会福祉協議会
<input type="radio"/> 老人クラブ連合会	<input type="radio"/> 福祉協力員連絡会	<input type="radio"/> 健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
<input type="radio"/> 市社会福祉協議会	<input type="radio"/> 地域包括支援センター	<input type="radio"/>	その他 ()
設置方式			
<input type="radio"/> 新規設置	<input type="radio"/> 既存会議活用 ()		<input type="radio"/> 地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成29年 6月 ～11月	地域ビジョン健康福祉部会（メンバー：コミュニティ協議会、自治会連合会、地区社協、民児協、老人クラブ、福祉協力員等） → 地域包括ケアシステム、第2層協議体等について共通理解を図った。		
平成30年 3月	地域ビジョン健康福祉部会（メンバー：民児協、単位自治会長、福祉協力員等） → 第2層協議体について理解を深め、地域の課題について検討を行った。		
平成30年 9月 ～平成31年 3月	第2層協議体準備会①～⑦ （メンバー：コミュニティ協議会、自治会連合会、地区社協、民児協、地域ビジョン健康福祉部会委員等） → 第2層協議体設置に向けた今後の進め方について検討を行った。		
2月	地域ビジョン健康福祉部会（メンバー：コミュニティ協議会、自治会連合会、地区社協、民児協、老人クラブ、福祉協力員等） → 外部講師を招いた他地区との合同研修会を通して、第2層協議体の活動について理解を深めた。		
3月	コミュニティ協議会 → 第2層協議体設置について承認された。		
〃	協議体設立総会（メンバー：コミュニティ協議会、民児協、自治会連合会、民生委員等協議体運営委員、地域支え合い推進員等） → 第2層協議体設置要綱の制定、役員を選出を行った。		
〃	第2層協議体設置		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと）			
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターや各地域団体間の意見交換、民生委員、福祉協力員等からの情報提供 ・ 地域ビジョンアンケートを活用した課題の把握 ・ 困りごとの把握を目的としたアンケート調査について検討 		
支え合い活動について (見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者名簿の活用について検討 ・ 災害時要援護者名簿の更新及び新規登録者への周知について検討 ・ 災害時の避難方法や避難経路等について意見交換 ・ 生活支援ボランティアについて意見交換 		

II 取組事例

【災害時要援護者名簿の更新】

内 容： 見守りが必要な高齢者に対し、災害時において適切な対応ができる地域づくりを目指し、災害時要援護者名簿登録者の現状の確認及び修正作業を行った。

経 緯： 令和元年 6月 災害時要援護者名簿の更新について意見交換
10月 災害時要援護者制度の理解促進について検討
令和2年 2月 ホットとするまち協議体全体会（全自治会長，民生委員，福祉協力員が参加）
において災害時要援護者名簿の更新について合意形成
⇒ 名簿を配付し，単位自治会ごとに修正作業を開始
6月 修正後の名簿を各単位自治会に配付

方 法： 既存の名簿をもとに，民生委員，児童委員，福祉協力員が連携を取りながら，要援護者，支援者双方の現状について確認し，修正を行った。

※ 新たな登録については，見守りや個別訪問などを通して，必要に応じて名簿に追記した。
⇒ 回覧での周知についても，市障がい福祉課と連携し，検討中

効果（検討中の場合は，期待する効果）

- ・ 名簿の更新作業を行ったことにより，高齢者の現状を改めて把握できた。
- ・ 単位自治会ごとに要援護者，支援者の情報を共有したことにより，見守り体制の強化に繋がった。

#

III 協議体を設置して，良かったこと

- ・ 各地域団体が一堂に会することにより，地区全体にまたがる課題の解決策について意見交換することができたほか，地区全体を対象とした支え合い活動の創出に向け，議論することができた。

IV 今後の方向性

- ・ 高齢者の困りごとや，地域の現状を把握することを目的としたアンケート調査を令和3年8月に実施。その結果を受け，課題解決に向けて「支え合い活動の運用基準」の制定について協議を行っており，令和5年5月頃地区内に展開する予定。
- ・ 生活支援ボランティアの創出に向け，意見交換を重ねていく。
- ・ 大きな災害が頻発しており，独居高齢者や災害弱者と呼ばれる障がい者の援助の必要性が見えてきているため，具体的な対応について検討を進めていく。
- ・ 高齢者のみではなく，子供にも目を向けた福祉を検討していく。

《城山地区 ホットとするまち協議体》設置要綱

(名 称)

1. 本会は、「城山地区 ホットとするまち協議体」(以下協議体)と称する。

(目 的)

2. 協議体は、《支えあい 心豊かに暮らせる 元気なまち》を合言葉に、《高齢者福祉》を中心とした《子どもの見守り・子育て》を含む地域の様々な福祉課題を、家族のみならず、城山地区一丸となって支え合い、協力し合う独自性ある仕組みを構築し、その円滑な運営を推進することを目的とする。

(組 織)

3. 協議体は、別表1に定める協議体構成団体から選出された運営員、及び別表2に定める地域支え合い推進員をもって構成する。

(役 員)

4. 協議体に次の役員を置く。なお、役員は運営員に定められたものの中から選出する。

1) 会 長	1名
2) 副会長	3名
3) 事務局長	1名
4) 事務局次長	1名
5) 会 計	2名
6) 監 事	2名

(任 期)

5. 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
なお、欠員が生じた時は、これを補充することとし、任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

6. 協議体の会議は、運営委員会、全体会とする。

1) 運営委員会

- ① 運営委員会は、運営員をもって構成する。
- ② 運営委員会は、原則として毎月開催する。

2) 全体会

- ① 全体会は運営員、地域支え合い推進員をもって構成する。
- ② 全体会は、原則として年1回の開催とする。但し、別途開催の必要性が生じた時は、この限りではない。

(附 則)

- ① この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- ② この設置要綱は、平成31年3月19日から施行する。

【別表1】

《協議体構成団体》

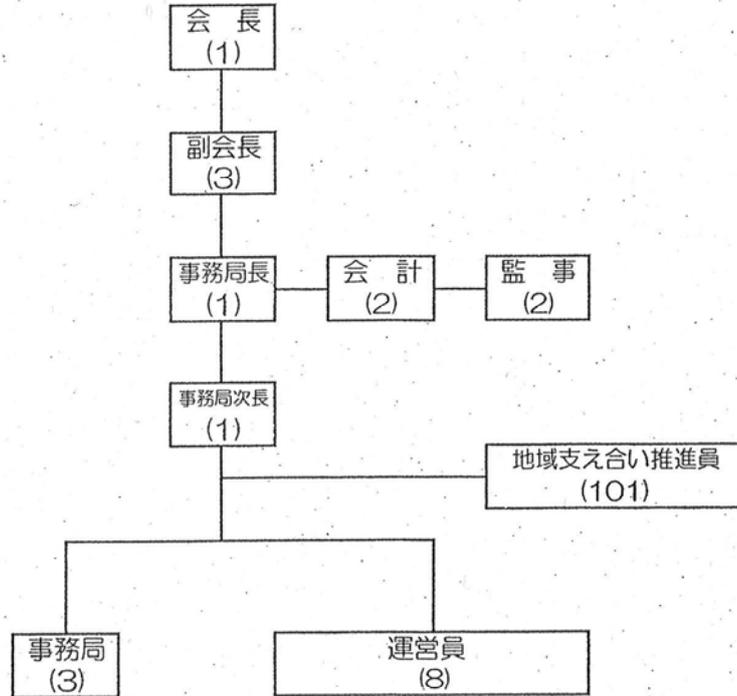
コミュニティ協議会
連合自治会
単位自治会
社会福祉協議会
民生委員・児童委員協議会
青少年育成会
子ども会連合会
老人クラブ連合会
地域ビジョン・健康福祉部会
城山地域包括支援センター
食生活改善推進員協議会
健康づくり推進員会
福祉協力員連絡会
障がい者団体
コミュニティ協議会が推薦する団体
城山地区市民センター

【別表2】

《地域支え合い推進員》

自治会長
民生委員・児童委員
福祉協力員
協議体の趣旨に賛同し、福祉活動に意欲
ある地域住民

《城山地区 ホットとするまち協議体》 組織図



※ () 内 設立時人員

《会 議》

*運営委員会
 会長
 副会長
 事務局長
 事務局次長
 会計
 事務局
 運営員

*全体会
 運営委員会構成員
 監事
 地域支え合い推進員

《協議体構成団体》

- ・ コミュニティ協議会
- ・ 連合自治会
- ・ 単位自治会
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民生委員・児童委員協議会
- ・ 青少年育成会
- ・ 子ども会連合会
- ・ 老人クラブ連合会
- ・ 地域ビジョン・健康福祉部会
- ・ 城山地域包括支援センター
- ・ 食生活改善推進員協議会
- ・ 健康づくり推進員会
- ・ 福祉協力員連絡会
- ・ 障がい者団体
- ・ コミュニティ協議会が推薦する団体
- ・ 城山地区市民センター

《地域支え合い推進員》

- ・ 自治会長
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 福祉協力員
- ・ 協議体の趣旨に賛同し、福祉活動に意欲ある地域住民。

姿川（北部）地区

I 協議体の概要

名 称	第2層協議体		
設置年月日	平成30年8月24日	開催頻度	3～4回/年
構成団体（◎：事務局）			
<input type="radio"/> 自治会連合会	<input type="radio"/> まちづくり協議会	<input type="radio"/> 民生委員児童委員協議会	<input type="radio"/> 地区社会福祉協議会
<input type="radio"/> 老人クラブ連合会	<input type="radio"/> 福祉協力員連絡会	<input type="radio"/> 健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
<input type="radio"/> 市社会福祉協議会	◎ 地域包括支援センター	<input type="radio"/>	その他（県警，郵便局）
設置方式			
<input type="radio"/> 新規設置	既存会議活用（ ）		<input type="radio"/> 地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成29年 8月	地域ケア会議：（メンバー：自治会連合会，まち協，地区社協，民児協，医師会，介護事業所等16団体） → 地域包括ケアシステムについて共通理解を図った。		
平成30年 2月	地域ケア会議 → 認知症の方とその家族に対する地域支援について検討		
6月	地域ケア会議 → 第2層協議体設置に向けた検討を行い，地域ケア会議を第2層協議体として位置づけることについて提案された。		
8月	関係者会議（メンバー：自治会連合会，まち協，地区社協，民児協，福祉協力員連絡会，健康づくり推進委員会等） → 第2層協議体設置（地域ケア会議活用型）について合意形成を図った。		
〃	第2層協議体設置		
協議体における検討内容			
地域情報の共有， 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 各地域団体からの活動報告及び課題について意見交換 地域資源マップの作成 		
支え合い活動について （見守り活動，居場所づくり，生活支援ボランティア等）	<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者を支える地域のネットワーク構築に向けた検討 認知症サポーター養成講座の推進について検討 支え合いについてのワークショップの実施 認知症高齢者の理解と共生についてグループワークの実施 認知症カフェ「オレンジカフェとかみ」（包括砥上運営）の活動報告 		

II 取組事例

【「認知症高齢者の理解と共生」をテーマとした、地域のネットワークづくりについて検討】

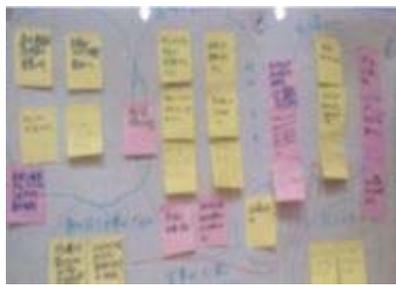
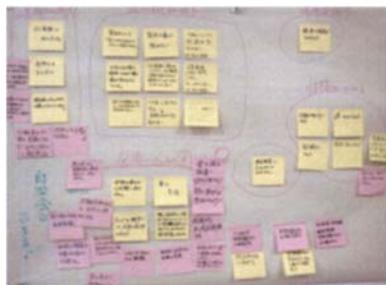
地域の認知症高齢者を見守り、支えることができる地域のネットワーク構築を目的とし、「認知症高齢者の理解と共生」をテーマに、認知症に関する理解促進や、認知症高齢者への支援の方法などについて、話し合いを進めている。

これまでに、認知症に関する研修、グループワークを行うとともに、認知症サポーター養成講座の推進について検討を行った。

経緯：平成30年11月 姿川北部・南部協議体の進め方、今年度の推進目標、協議体構成メンバーなどについて検討
12月 地域資源マップ作製
平成31年 2月 地域資源マップ作製
近隣助け合い体験（ワークショップ）を通し協議体を学ぶ
4月 今年度推進目標「認知症高齢者の理解と共生」の確認
令和元年 6月 認知症高齢者発見時の連絡網、ネットワークについて検討
8月 研修「認知症高齢者の理解と共生」講師：齋藤 和考氏（(株)照和）
11月 認知症高齢者の検索模擬訓練の実施とオレンジカフェについて検討
⇒ 認知症サポーター養成講座の推進を検討
令和2年 2月 認知症サポーター養成講座推進に向けた意見交換

【「認知症高齢者の理解と共生」をテーマにしたグループワークの実施】

- ① 認知症に関する地域内での困りごとを抽出
- ② 困りごと解決のために地域内で必要な取組と役割について意見交換



認知症に関する困りごと（地域で困っている人、事例など）についてKJ法を用いて整理し、その上で「地域でできることは何か」をテーマに意見交換を行った。

効果（検討中の場合は、期待する効果）

認知症に関する地域の困りごとや解決のために地域内で必要な取組・役割について、検討することができた。

III 協議体を設置して、良かったこと

勉強会やグループワークを通して、地域の認知症高齢者に対する理解を深めるとともに、地域課題や取組の方向性を共有することができた。

IV 今後の方向性

認知症高齢者を支える地域のネットワークの構築に向けて、以下の視点から取組を検討・実施していく。

- ・ 地域住民（特に若年層）に対する周知啓発
- ・ 教育機関との連携
- ・ 認知症サポーター養成講座の小単位（自治会等）での実施

姿川（南部）地区

I 協議体の概要

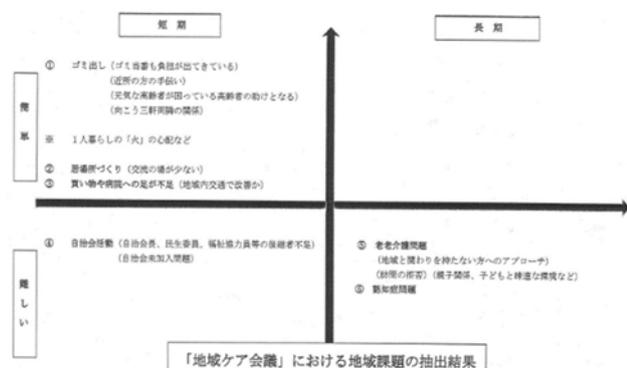
名 称	第2層協議体		
設置年月日	平成30年8月31日	開催頻度	3～4回/年
構成団体（◎：事務局）			
<input type="radio"/> 自治会連合会	<input type="radio"/> まちづくり協議会	<input type="radio"/> 民生委員児童委員協議会	<input type="radio"/> 地区社会福祉協議会
<input type="radio"/> 老人クラブ連合会	<input type="radio"/> 福祉協力員連絡会	<input type="radio"/> 健康づくり推進委員会	<input type="radio"/> 第2層生活支援コーディネーター
<input type="radio"/> 市社会福祉協議会	<input checked="" type="radio"/> 地域包括支援センター	<input type="radio"/>	その他（郵便局、医療法人）
設置方式			
<input type="radio"/> 新規設置	<input type="radio"/> 既存会議活用（ ）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成29年11月	地域ケア会議（メンバー：自治会連合会、まち協、地区社協、民児協、福祉協力員、警察署、介護事業所等） → 地域課題の抽出についてグループワークを行った。		
平成30年 2月	地域ケア会議 → 地域課題の抽出結果から、今後の取組について検討 「向こう三軒両隣」の関係づくりが必要との共通認識が図られた。		
8月	地域ケア会議 → ① 一人暮らし高齢者について事例検討、姿川南部地域の地域資源等の整理 ② 第2層協議体設置について検討、今後協議体として地域資源や課題の掘り下げを行っていくことについて共通理解が図られた。		
〃	第2層協議体設置		
協議体における検討内容			
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域マップ」の作成 ・ 地域の取組についてグループワークを実施し課題抽出 		
支え合い活動について (見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症に対する受け入れる側の知識・スキルアップの観点から「見守り訓練」の実施検討 ・ 支え合いについてのワークショップを実施 		

II 取組事例

【地域資源の見える化，課題の抽出】

「地域に見える化」を目的とし、地域資源を地図に表記した「地域マップ」を作成した。
「地域マップ」をもとに地域の「強み」「弱み」について把握するとともに、必要な地域資源について意見交換を行った。

【課題の抽出結果】



姿川南部地区を3ブロックに分け、地域に点在している様々な資源（公共施設、店舗、ボランティア等）や、高齢者世帯、一人暮らし世帯を地図上に見える化した上で、地域の特徴を分析し、課題の検討を行った。

効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 地域の特徴を把握することができ、「通いの場」や「買い物支援」など、具体的な課題の抽出を行うことができた。
- ・ 今後必要と思われる地域資源やサービスについて、具体的に検討し、整理することができた。

【認知症高齢者に対する事例検討】#

地域で実際にあった事例を用いて、認知症高齢者に対し地域でできる支援について事例検討を行った。

内 容：認知症高齢者に対する支援について、KJ法を用いたグループワークを実施した。

- ① 地域でどのようなことができるか・・・訪問、声掛け、地域の連携、地域での情報共有等
- ② 地域でどう支えるか・・・買い物支援、介護保険や高齢者サービスを勧める等

⇒ 介護保険サービスでは対応できない対象者を支えるため、多職種連携や地域のネットワークを構築していくことが必要である。ネットワークを活用し、地域資源や仕組み作りに取り組むことにより、通いの場、買い物支援、防災防犯へ発展させていきたい。

効果（検討中の場合は、期待する効果）

認知症高齢者に対する支援のグループワークを行い、地域住民が協力して支える仕組み作りの必要性を学ぶことができた。

III 協議体を設置して、良かったこと

- ・ グループワークを通し、地域に必要とされる取組について、具体的に検討することができた。
- ・ 認知症に対する理解を深めることができ、地域住民の共通認識を図ることができた。

IV 今後の方向性

- ・ 協議体の公民館、サロン単位での周知活動を実施していく。
- ・ 地域が主体となり、地域包括ケアシステムの取組を進めていくための、「ネットワーク強化」を図っていく。

雀宮地区

I 協議体の概要

名 称	雀宮地区第2層協議体委員会		
設置年月日	令和元年10月1日	開催頻度	4回/年
構成団体（◎：事務局）			
○ 自治会連合会	◎ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会
○ 老人クラブ連合会	福祉協力員連絡会	健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○ その他（婦人会、NPO法人雀宮まちづくりプロジェクト）	
設置方式			
新規設置	○ 既存会議活用（まちづくり推進協議会福祉部会）		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	有 ・ 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成29年 ～令和元年	地域ケア会議（メンバー：単位自治会長、民生委員、福祉協力員等） → 地域課題についてのグループワークを実施するとともに、地域包括ケアシステム及び第2層協議体等について共通理解を図った。		
令和 元年 5月	まちづくり推進協議会に「福祉部会」を設置		
8月	第2層協議体準備会 （メンバー：自治会連合会、まち協、地区社協、民児協、単位自治会ブロック長、老人クラブ、婦人会等） → 第2層協議体設置に向けた進め方について意見交換を行った。 ⇒ 「福祉部会」を第2層協議体として位置付けることについて合意形成		
9月	自治会長全体会議やまちづくり推進協議会役員会で第2層協議体設置について説明（協議体の立ち上げとメンバーや協議体の役割等について）		
10月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容（協議体で取り組んできたこと、議論してきたこと）			
地域情報の共有、 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 各地域団体からの情報提供 地区内の主な困りごとについて情報共有 各地域団体から得た情報をもとに、意見交換を行うことにより、地域の課題を整理 		
支え合い活動について （見守り活動、居場所づくり、生活支援ボランティア等）	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者支援制度の活用 安心・安全情報キットの再配付について検討 NPO法人雀宮まちづくりプロジェクトで開設しようとしている福祉カフェや子ども食堂の利活用について検討 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 緊急告知機能付き防災ラジオの普及促進 生活支援コーディネーターの役割について意見交換 		

II 取組事例

【防災ラジオの共同購入】

内 容： 宇都宮市防災ラジオの制度について周知を行い、自身では購入（手続き）が困難な方のために、申請や購入の手続きを代行する仕組みづくりを行った。

【宇都宮市防災ラジオ】



経 緯： 令和元年11月 防災ラジオのPR・普及方法について検討
令和2年 2月 防災ラジオの共同購入について検討
⇒ 単位自治会ごとに購入希望の取りまとめを行い、地区全体でまとめて申請
⇒ 代表者が代理購入し、配付

対 象： 地区内の高齢者

効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 制度を知らない方や、自身では手続きが困難な方にも購入してもらうことができた。
- ・ 防災ラジオの周知により、防災についての啓発を行うことができた。

#

【安心・安全情報キットの再配付について検討】#

経 緯： 令和 元年11月 キットの見直しの必要性について検討
令和 2年 7月 安心・安全情報キットの再配付の方法について検討
9月 再配付の対象者を地区内の災害時要援護者とすることを決定

対 象： 地区内の災害時要援護者205名（順次拡大していく予定）

内 容： キットを再配付するとともに、記載方法等について説明を行い、既に保有している方についても、新しい情報に更新してもらう。

効果（検討中の場合は、期待する効果）

再配付することにより、利用者の拡大を図ることができる。また、情報の更新を行うことにより、緊急時の適切な対応や、支援・見守りを必要とする方の把握につながる。

III 協議体を設置して、良かったこと

各地域団体間での情報共有を通し、地域の困りごとや地域資源を把握することができ、地域で高齢者が安心して暮らし続けるための具体的な取組に向けた意見交換ができた。

IV 今後の方向性

- ・ 安心・安全情報キットの再配付を実施する。
- ・ 各地域団体からの情報提供を通し、地域の困りごとや課題を把握し、地域の支え合い活動の創出に向けた検討を進める。

雀宮地区における生活支援体制整備事業第2層協議体設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雀宮地区における生活支援体制整備事業第2層協議体(以下「第2層協議体」という)を設置するために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 第2層協議体は、日常生活圏域を実施地域とし、各日常生活圏域における定期的な地域課題等の情報共有及び連携強化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、実施要領の定めるところによる。

(協議事項)

第4条 第2層協議体には、第2層の生活支援コーディネーターを中心として、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域づくりにおける意識の統一に関すること。
- (2) 地域ニーズ、既存の地域資源の把握に関すること。
- (3) 地域資源の開発に関すること。
- (4) 地域関係者間での情報共有やネットワーク構築に関すること。
- (5) 生活支援コーディネーターの組織的な補完に関すること。
- (6) その他生活支援体制の充実・強化に関すること。

(会議)

第5条 第2層協議体は、第2層の生活支援コーディネーター、自治会連合会、まちづくり推進協議会、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域包括支援センター、老人クラブ、婦人会、地域内に活動拠点のある社会福祉法人、地域内に活動拠点のある介護保険サービス事業者、地域内に活動拠点のある生活支援・NPO・民間企業等の介護予防サービス等の提供事業者、商店街等の地域内の関係団体、シルバー人材センター、地域住民、その他必要と認める者に意見を聞くことができる。

(秘密保持)

第6条 第2層協議体の会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、第2層協議体の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

雀宮地区における生活支援体制整備事業第2層協議体実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加するなか、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市の支援を得ながら、雀宮地区における生活支援体制整備事業第2層協議体（以下「第2層協議体」という）が中心となって、自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員、老人クラブ、介護サービス事業所、社会福祉法人、民間企業、ボランティア、NPO法人等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とし、生活支援体制整備事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、第2層協議体とする。ただし、事業の一部について、適切な事業運営が確保できると第2層協議体が認める者に委託することができるものとする。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活支援コーディネーター 高齢者の生活支援・介護予防サービス(以下「生活支援等サービス」という。)の体制整備を推進していくため、多様な主体による多様な取組のコーディネート業務を行う者をいう。
- (2) 協議体 生活支援等サービスの体制整備に向けて、コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化のために設置する協議体のことをいう。
- (3) 第2層日常生活圏域(雀宮地区自治会連合会区域)を実施区域とすること。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 第2層生活支援コーディネーターの配置
- (2) 第2層協議体の設置

(生活支援コーディネーターの業務)

第5条 生活支援コーディネーターは、地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備を推進するため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 資源発掘及び開発(地域の既存の社会資源の発掘及び充実、地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保をいう。)
- (2) ネットワーク構築(関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくりをいう。)
- (3) ニーズと取組みのマッチング(地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチングをいう。)

(生活支援コーディネーターの資格要件)

第6条 生活支援コーディネーターは、地域における助け合いや生活支援等サービスの提供実績のある者又は団体であつて、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者
- (2) コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有する者
- (3) 県や市等が実施する研修を修了した者
(協議体の役割)

第7条 協議体の役割は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援コーディネーターの組織的な補完を行うこと。
- (2) 地域ニーズ、既存の地域資源の把握及び情報の見える化の推進(実態調査の実施や地域資源マップの作成をいう。)を行うこと。
- (3) 企画、立案及び方針策定(生活支援等サービスの担い手養成に係る企画を含む。)を行うこと。
- (4) 地域づくりにおける意識の統一を図ること。
- (5) 情報交換、働きかけを行うこと。
- (6) その他生活支援等サービスの体制整備に関して、協議体が必要と求める事項についての検討、協議及び調整を行うこと。

(協議体の構成)

第8条 協議体は、雀宮地区自治会連合会、雀宮地区まちづくり推進協議会、地域包括支援センター、雀宮地区社会福祉協議会、生活支援コーディネーター、地域の関係者等で構成し、地域の実情に応じて適宜参画者を募ることとする。

(秘密保持)

第9条 生活支援コーディネーター及び協議体構成員は、会議等において知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

